

持続可能な開発目標（SDGs）における達成推進に関する連携協定書

白山市（以下、「甲」という。）、と一般社団法人白山青年会議所（以下「乙」という。）は、つぎのとおり、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）における達成推進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携することにより、SDGsの理念に基づき、白山市において、経済、社会及び環境が調和した、持続可能な社会の実現を図ることを目的とする。
さらに、その成果をモデルとし、他地域・自治体への情報展開を目指す。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ次の事項について連携協力する。

- (1) SDGsの認知度向上を図り、広く市民に普及啓発すること
- (2) 「白山市SDGs未来都市計画」に記載される取り組みの実施に関すること
- (3) 生活環境の向上のための人材確保に関する持続可能な社会システム構築及び実施に関すること
- (4) その他白山市におけるSDGsの達成に向けた連携協力に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な協力内容については、甲及び乙合意の上、進めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取り組みの実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示または提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結から2019年12月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも書面による解除の申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を継続するものとし、以後もまた2029年12月31日まで同様とする。ただし、第2条(3)については、2019年12月31日をもって有効期間満了とする。

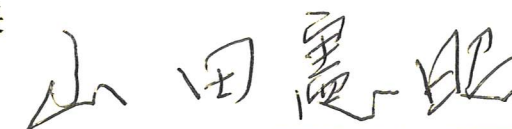
（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙協議の上、決定するものとする。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

2019年3月20日

甲 白山市

市長



乙 一般社団法人白山青年会議所

理事長



立会人 国連大学サステイナビリティ高等研究所
いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット

事務局長

